

「国内で開催された国際を冠する学会等」での発表による研究奨励金の申請について

国内で開催された学会等で、国際的な学会等であり、「岡山大学成績優秀学生奨学金及び研究奨励金に関する内規」第3条第2項第2号に定める「国内で開催された国際を冠する学会等」に該当するとして、研究奨励金を申請する場合の手続きは、次のとおりです。

- 1 「研究奨励金申請システム」への入力、岡山大学研究奨励金受給申請書及び旅費等の口座振込申出書の提出は、**通常の申請と同様に必要です。**
- 2 次の発表した学会等に該当する区分に合わせて、申請手続きをしてください。
 - 一 学長が定める学会等一覧表（以下「一覧表」という。）で「国際学会等」とされている学会等が、国内において開催された場合、並びに一覧表の「国際学会等」には記載されていないが、国外の学会等が主催し、主として国外で開催されている学会等の場合は、**通常の申請と同様の必要書類を提出してください。**

なお、学会等一覧表にない学会等での申請には、**通常の申請と同様に「岡山大学研究奨励金受給に関する推薦書」（以下「推薦書」という。）の提出が必要**です
- 3 一覧表において「国内学会等」と定められている学会（Society 等）又は学会の下部組織である部門及び研究会等が主催又は共催する学会等の場合は、次の書類を提出してください。**この区分の学会等は、申請の都度、当否を判定されますので、推薦書の提出が必要です。**（ただし、すでに判定を受けた開催回については、それを準用しますので、必要ありません。判定を受けているかどうかは、学務部学生支援課に問い合わせてください。）

イ 学会等の目的、運営及び規模等が、国際的であると認められるもの

開催挨拶等でこのことがわかるものの提出、又は推薦書の「3「学長が別に定める学会等」に準じる理由」欄に、学会等の目的、運営及び規模等が、国際的であることを、詳しく記入してもらってください。

ロ 参加者及び論文等が、国際的に募集されているもの

国際的に募集されていることがわかる募集要項等を添付してください。もし、どうしても募集要項等がない場合は、推薦書に「国際的に募集されていること」を明記してもらってください。

ハ 発表が、外国語で行われたことを証明するもの

口頭発表の場合は、発表が外国語で行われたことを証明するものを提出してください。もし、どうしても証明するものがない場合は、推薦書に「発表が外国語で行われたこと」を明記してもらってください。

ポスター（外国語で作成されたものに限る。）及び実技等で発表された場合は、**全発表者の30%が外国人でなくてはなりません**ので、全発表者の国籍のわかるプログラム等を提出してください。（提出したプログラム等の返却を希望する場合は、人数を確認した後、返却します。）

なお、ポスター発表の場合は、外国語で作成したポスター、又は外国語で記された発表内容等の写しを提出してください。もし、どうしても資料のない場合は、推薦書に「ポスターが、外国語で作成されたこと」を明記してもらってください。

※1 上記イ～ハは、**その全てについて、証明する書類のない場合は**、「国内で開催された国際を冠する学会等」とは認められません。ただし、教員が確認できると考えられるものについては、推薦書への記入で認めるとしていますが、あくまで最後の手段ですので、資料を提出するように努めてください。

なお、ポスター発表等の場合の**「全発表者の30%が外国人」の判定については、推薦書での証明は認めていません**ので、注意してください。

※2 「国内で開催された国際を冠する学会等」と認められなかった場合でも、要件を満たしていれば、国内学会等での発表と判定し、研究奨励金を支給します。

※3 岡山大学成績優秀学生奨学金及び研究奨励金に関する内規の申合せ（平成21年7月1日学長裁定）第2項第5号及び第6号に規定するコンクールについても、この基準が準用されます。